

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT6510976

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT	
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME	
CONVEYING PARTY DATA		
	Name	Execution Date
	FUJI MACHINE MFG.CO., LTD.	04/01/2018
RECEIVING PARTY DATA		
Name:	FUJI CORPORATION	
Street Address:	19 CHAUSUYAMA, YAMAMACHI	
City:	CHIRYU, AICHI	
State/Country:	JAPAN	
Postal Code:	472-8686	
PROPERTY NUMBERS Total: 1		
Property Type	Number	
Application Number:	16075697	
CORRESPONDENCE DATA		
Fax Number:	(703)413-2220	
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>		
Phone:	(703) 413-3000	
Email:	corpassignments@oblon.com	
Correspondent Name:	OBLON, ET AL.	
Address Line 1:	1940 DUKE STREET	
Address Line 4:	ALEXANDRIA, VIRGINIA 22314	
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	512697US	
NAME OF SUBMITTER:	ELLEN MURABITO	
SIGNATURE:	/ELLEN MURABITO/	
DATE SIGNED:	01/22/2021	
Total Attachments: 14 source=CNC#page1.tif source=CNC#page2.tif source=CNC#page3.tif source=CNC#page4.tif source=CNC#page5.tif source=CNC#page6.tif		

source=CNC#page7.tif
source=CNC#page8.tif
source=CNC#page9.tif
source=CNC#page10.tif
source=CNC#page11.tif
source=CNC#page12.tif
source=CNC#page13.tif
source=CNC#page14.tif

CERTIFICATION OF TRANSLATION

I, Daniel Brown of FUJI CORPORATION, declare that I know well both the Japanese and English languages; that I translated the attached [**Certificate of full registry records**] from Japanese to English; that the attached English translation is a true and correct translation of the relevant portions of the document attached thereto to the best of my knowledge and belief.

Date: May 14, 2018

By: 

[TRANSLATION]
Certificate of full registry records

19 Chausuyama, Yamamachi, Chiryu, Aichi
FUJI CORPORATION

Corporate registration number	1803-01-014885	
Corporate name [*see translator's note]	<u>Fuji kikai seizou kabushikigaisha</u> [English name: FUJI MACHINE MFG. CO., LTD.]	
	Kabushikigaisha FUJI [English name: FUJI CORPORATION]	Changed: April 1, 2018
		Registered: April 2, 2018
Headquarters	19 Chausuyama, Yamamachi, Chiryu, Aichi	
Method of publicizing	Electronic means: http://www.fuji.co.jp or If for some reason electronic means cannot be used, listing in The Nikkei.	Changed: June 29, 2006
		Registered: July 7, 2006
Company formation date	July 24, 1948	
[These sections not translated]		

*Translator's note:

Two translations of the corporate name are provided: (1) a phonetic transcription representing the Japanese corporate name using English letters; (2) the English corporate name used by the company.

[These sections not translated]	
Items related to registration	According to the provisions of paragraph 3 of the supplementary provisions of the Ministry of Justice Ordinance No. 15 of 1989 Transferred: January 31, 2005

This document is an official certificate of all items in the registry that are not closed to the public.
(Nagoya Legal Affairs Bureau, Okazaki Branch Jurisdiction)
April 5, 2018
Nagoya Legal Affairs Bureau, Kariya Branch
Registrar

Kouichi Kaneko [OFFICIAL SEAL]

履歴事項全部証明書

愛知県知立市山町茶碓山19番地
株式会社F U J I

会社法人等番号	1803-01-014885	
商 号	富士機械製造株式会社	平成30年 4月 1日変更
		平成30年 4月 2日登記
本 店	愛知県知立市山町茶碓山19番地	
公告をする方法	電子公告により行う。 http://www.fuji.co.jp /やむを得ない事由により、電子公告による ことができない場合は、日本経済新聞に掲載する 方法により行う。	平成18年 6月29日変更
		平成18年 7月 7日登記
会社成立の年月日	昭和23年7月24日	
目 的	1. 工作機械およびこれらに関連する機器の製造、販売、修理 2. 産業用ロボットおよびこれらに関連する機器の製造、販売、修理 3. 医療用・生活支援用ロボットおよびこれらに関連する機器の製造、販売、修理 4. 液晶パネル製造装置の製造、販売 5. 太陽電池システムの研究、開発、製造、販売 6. 各種機械器具の自動制御装置およびこれらに関連する機器の製造、販売、修理 7. 計測制御機器等の電子回路およびプリント配線基板の設計、製造、販売、修理 8. 情報処理、情報通信のソフトウェアの開発、販売 9. 情報通信機器およびその周辺機器の修理、再生、販売 10. 金属部品の加工、販売 11. 中古の工作機械・産業用ロボット・電気通信機器の修理、再生、販売 12. 給食および飲食物の提供およびこれらの管理業務 13. 建物内外の保守管理、清掃、警備業務 14. 損害保険、生命保険の募集に関する業務およびその保険代理業 15. 人材派遣業務 16. 表面処理・改質装置およびこれらに関連する機器の製造、販売、修理 17. 植物・農産物の生産、販売およびこれらに関連する機器の製造、販売、修理 18. 流通システムの運営、販売およびこれらに関連する機器の製造、販売、修理 19. 教育・文化・地域交流事業の企画、運営 20. 前各号に付帯関連する一切の業務	
	平成26年 6月27日変更 平成26年 7月11日登記	

愛知県知立市山町茶碓山19番地
株式会社F U J I

単元株式数	100株	
発行可能株式総数	3億9000万株	平成25年 1月 1日変更
		平成25年 1月 9日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 9782万3748株	平成25年 1月 1日変更
		平成25年 1月 9日登記
資本金の額	金58億7896万8189円	
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社本店 平成17年10月 1日変更	平成17年10月 3日登記
役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>曾 我 信 之</u>	平成26年 6月27日重任
		平成26年 7月11日登記
	<u>取締役</u> <u>曾 我 信 之</u>	平成27年 6月26日重任
		平成27年 7月 9日登記
	<u>取締役</u> <u>曾 我 信 之</u>	平成28年 6月29日重任
		平成28年 7月 7日登記
	<u>取締役</u> <u>曾 我 信 之</u>	平成29年 6月29日重任
		平成29年 7月 6日登記
	<u>取締役</u> <u>植 村 元 雄</u>	平成26年 6月27日重任
	<u>(社外取締役)</u>	平成26年 7月11日登記
		平成27年 6月26日退任
		平成27年 7月 9日登記

愛知県知立市山町茶碓山19番地
株式会社F U J I

	<u>取締役</u>	<u>須 原 信 介</u>	平成26年 6月27日重任
			平成26年 7月11日登記
	<u>取締役</u>	<u>須 原 信 介</u>	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>須 原 信 介</u>	平成28年 6月29日重任
			平成28年 7月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>須 原 信 介</u>	平成29年 6月29日重任
			平成29年 7月 6日登記
	<u>取締役</u> (社外取締役)	<u>松 井 信 行</u>	平成26年 6月27日重任
			平成26年 7月11日登記
	<u>取締役</u>	<u>松 井 信 行</u>	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>松 井 信 行</u>	平成28年 6月29日重任
			平成28年 7月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>松 井 信 行</u>	平成29年 6月29日重任
			平成29年 7月 6日登記
	<u>取締役</u>	<u>竹 内 規 師</u>	平成26年 6月27日重任
			平成26年 7月11日登記
			平成27年 6月26日退任
			平成27年 7月 9日登記

愛知県知立市山町茶碓山19番地
株式会社F U J I

	<u>取締役</u>	<u>児 玉 誠 吾</u>	平成26年 6月27日重任
			平成26年 7月11日登記
	<u>取締役</u>	<u>児 玉 誠 吾</u>	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>児 玉 誠 吾</u>	平成28年 6月29日重任
			平成28年 7月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>児 玉 誠 吾</u>	平成29年 6月29日重任
			平成29年 7月 6日登記
	<u>取締役</u>	<u>河 合 孝 昌</u>	平成26年 6月27日重任
			平成26年 7月11日登記
	<u>取締役</u>	<u>河 合 孝 昌</u>	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>河 合 孝 昌</u>	平成28年 6月29日重任
			平成28年 7月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>河 合 孝 昌</u>	平成29年 6月29日重任
			平成29年 7月 6日登記
	<u>取締役</u>	<u>巽 光 司</u>	平成26年 6月27日就任
			平成26年 7月11日登記
	<u>取締役</u>	<u>巽 光 司</u>	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>巽 光 司</u>	平成28年 6月29日重任
			平成28年 7月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>巽 光 司</u>	平成29年 6月29日重任
			平成29年 7月 6日登記

愛知県知立市山町茶碓山19番地
株式会社F U J I

	取締役	<u>江崎 一</u>	平成27年 6月26日就任
			平成27年 7月 9日登記
		<u>江崎 一</u>	平成28年 6月29日重任
			平成28年 7月 7日登記
		<u>江崎 一</u>	平成29年 6月29日重任
			平成29年 7月 6日登記
	取締役	<u>川合 伸子</u>	平成27年 6月26日就任
			平成27年 7月 9日登記
		<u>川合 伸子</u>	平成28年 6月29日重任
			平成28年 7月 7日登記
		<u>川合 伸子</u>	平成29年 6月29日重任
			平成29年 7月 6日登記
	代表取締役	<u>愛知県知立市山屋敷町富士塚4番地1 曾我 信之</u>	平成26年 6月27日重任
			平成26年 7月11日登記
		<u>愛知県知立市山屋敷町富士塚4番地1 曾我 信之</u>	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 9日登記
		<u>愛知県知立市山屋敷町富士塚4番地1 曾我 信之</u>	平成28年 6月29日重任
			平成28年 7月 7日登記
		<u>愛知県知立市山屋敷町富士塚17番地22 曾我 信之</u>	平成28年 7月 2日住所 移転
			平成28年 9月21日登記
		<u>愛知県知立市山屋敷町富士塚17番地22 曾我 信之</u>	平成29年 6月29日重任
			平成29年 7月 6日登記

	<u>監査役</u> <u>(社外監査役)</u>	<u>安 藤 壽 啓</u>	平成23年 6月29日就任
			平成23年 7月 5日登記
			平成27年 6月26日退任
			平成27年 7月 9日登記
	<u>監査役</u> <u>監査役</u>	<u>坂 上 晋 作</u>	平成23年 6月29日就任
			平成23年 7月 5日登記
		<u>坂 上 晋 作</u>	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 9日登記
	<u>監査役</u> <u>(社外監査役)</u> <u>監査役</u> <u>(社外監査役)</u>	<u>松 田 茂 樹</u>	平成25年 6月27日就任
			平成25年 7月 5日登記
		<u>松 田 茂 樹</u>	平成29年 6月29日重任
			平成29年 7月 6日登記
	<u>監査役</u> <u>(社外監査役)</u>	<u>長友佳代子 (山下佳代子)</u>	平成27年 6月26日就任
			平成27年 7月 9日登記
	<u>会計監査人</u> <u>会計監査人</u> <u>会計監査人</u> <u>会計監査人</u>	<u>有限責任あずさ監査法人</u>	平成26年 6月27日重任
			平成26年 7月11日登記
		<u>有限責任あずさ監査法人</u>	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 9日登記
		<u>有限責任あずさ監査法人</u>	平成28年 6月29日重任
			平成28年 7月 7日登記
		<u>有限責任あずさ監査法人</u>	平成29年 6月29日重任
			平成29年 7月 6日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 平成18年 6月29日設定 平成18年 7月 7日登記		

非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 平成18年 6月29日設定 平成18年 7月 7日登記	
支 店	1	平成21年11月16日移転
	東京都港区港南二丁目4番15号	平成21年11月16日登記
	2	平成22年11月29日移転
	大阪府吹田市江坂町一丁目17番26号	平成22年11月29日登記
新株予約権	2021年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権 新株予約権の数 1000個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 当社普通株式（単元株式数100株） 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、本社債の額面金額の総額（100億円）を「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 (イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額（1000万円）と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。 (ロ) 転換価額は、当初1468円とする。 (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。 $\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{既発行 株式数} + \text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行 株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払い（特別配当の実施を含む。）、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。	

金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額
各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資
するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額（1000万円）と同額
とする。

新株予約権を行使することができる期間

2016年4月8日（同日を含む。）から2021年3月11日（同日を
含む。）の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）までとする。

但し、（イ）本新株予約権付社債の要項記載の（イ）クリーンアップ条項に
よる繰上償還、（ロ）税制変更等による繰上償還、（ハ）組織再編等による
繰上償還、（ニ）上場廃止等による繰上償還及び（ホ）スクイズアウトに
よる繰上償還の場合には、当該償還日の東京における3営業日前の日の銀行
営業終了時（行使請求受付場所現地時間）まで（但し、（ロ）税制変更等
による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本
新株予約権を除く。）、（ii）本新株予約権付社債の要項記載の買入消却
がなされる場合には、当該本新株予約権付社債の消却が行われるまで、（i
i）本新株予約権付社債の要項記載の当社による本新株予約権付社債の取
得及び消却の場合には、当該消却が行われるまで、また（iv）本新株予約
権付社債の要項記載の債務不履行等による強制償還の場合には、期限の利益
喪失時までとする。

但し、上記いずれの場合も、2021年3月11日の銀行営業終了時（行
使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。
また、当社が組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した
場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終
了する30日以内の期間で当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使す
ることはできない。

また、「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」
記載の当社による本新株予約権付社債の取得の場合、取得通知の翌日から
「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」記載の取
得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦
日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日）
が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年
法律第75号）第151条第1項に従い株主を確定するために定めたその他
の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の
東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日
でない場合は、当該株主確定日の東京における3営業日前の日）（同日を含む。
）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場
合は、当該株主確定日の東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期
間に当たる場合、当該本新株予約権を行使することはできないものとする。
但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約
権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、
当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、
当該変更を反映するために修正することができる。

新株予約権の行使の条件

（イ）各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

（ロ）2020年12月25日（同日を含まない。）までは、本新株予約権
付社債の所持人は、ある四半期（1暦年を3ヶ月に区切った期間をいう。
以下本（ロ）において同じ。）の最後の取引日に終了する20連続取引
日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用の
ある転換価額の130%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末
日（但し、2020年10月1日に開始する四半期に関しては、同年1

2月24日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①及び②の期間は適用されない。

- ① 当社が、本新株予約権付社債の所持人に対して、本新株予約権付社債の要項記載の繰上償還の通知を行った日以後の期間(但し、税制変更等による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)
- ② 当社が組織再編等を行うにあたり、「新株予約権を行使することができる期間」記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債の所持人に対し当該組織再編等に関する通知が最初に要求される日(同日を含む。)から当該組織再編等の効力発生日(同日を含む。)までの期間

	会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社は、2020年11月26日以降、財務代理人及び本新株予約権付社債の所持人に対して、通知（以下「取得通知」という。かかる通知は撤回することができない。）を行った上で、本新株予約権付社債の所持人から、当該通知において指定した取得日（以下に定義する。）に、残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を取得することができる。本項において「取得日」とは取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日以上75日以内の日とする。 当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債の所持人に対して交付財産（以下に定義する。）を交付する。当社による本項に基づく本新株予約権付社債の取得は、当社普通株式が取得日において株式会社東京証券取引所に上場されていることを条件とする。当社は、取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却する。 「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、（i）本社債の額面金額相当額の金銭、及び（ii）転換価値（以下に定義する。）が本社債の額面金額を超過した額を1株当たりの平均VWAP（以下に定義する。）で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。）をいう。 「1株当たりの平均VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から5取引日（以下に定義する。）目の日に始まる20連続取引日（以下「関係VWAP期間」という。）に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の1株当たりの売買高加重平均価格（VWAP）の平均値をいう。当該関係VWAP期間中に、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（ハ）記載の転換価額の調整事由が発生した場合その他一定の事由が生じた場合には、1株当たりの平均VWAPも適宜調整される。 「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値（本新株予約権付社債の要項に定義する。）が発表されない日を含まない。 「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。 $\frac{\text{本社債の額面金額}}{\text{最終日転換価額}} \times 1 \text{株当たりの平均VWAP}$ 最終日転換価額 上記算式において「最終日転換価額」とは、関係VWAP期間の最終日における転換価額をいう。 当社が本新株予約権付社債の要項記載の組織再編等による繰上償還若しくは本新株予約権付社債の要項記載のスクイズアウトによる繰上償還に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は本新株予約権付社債の要項記載の上場廃止等による繰上償還に規定される事由が発生した場合は、以後本項に基づく取得通知はできなくなる。 平成28年 3月25日発行 平成28年 4月 4日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 8日登記

愛知県知立市山町茶碓山19番地
株式会社F U J I

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成18年7月7日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年7月7日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成17年1月31日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(名古屋法務局岡崎支局管轄)

平成30年4月5日

名古屋法務局刈谷支局

登記官

金 古 浩 一

